

(通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業)
デイサービスセンタークォーターヴィレッジ

【重要事項説明書】

(令和6年10月1日現在)

社会福祉法人草加松原会 デイサービスセンタークォーターヴィレッジは、利用者に対して、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（介護予防通所介護相当）（以下、総合事業といいます。）を提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人草加松原会
- (2) 法人所在地 埼玉県草加市柿木町1084番
- (3) 電話番号 048-930-0707
- (4) 代表者氏名 理事長 古海 薫
- (5) 設立年月日 平成15年10月30日

2 デイサービスセンタークォーターヴィレッジの概要

(1) 事業所の名称および所在地

- ① 事業所名 デイサービスセンタークォーターヴィレッジ
- ② 所在地 草加市柿木町1084番
- ③ 電話番号 048-930-0882
- ④ 事業所番号 埼玉県指定第1171800921号

(2) 提供できるサービスの種類および地域

- ① サービスの種類（デイサービス）
通所介護、総合事業
- ② サービスの提供地域 草加市、越谷市、八潮市、吉川市

(3) 運営方針

事業の実施にあたっては、利用者である要介護者、要支援者及び総合事業対象者（以下、「事業対象者」という。）の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

要支援認定利用者及び事業対象者に対しては、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行い、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指します。

要介護認定利用者に対しては、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと

ができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

また、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 職員体制

	職員数	業 務 内 容
管理者	1名	業務および従業者の管理
生活相談員	1名以上	利用申込みの受入れ・調整、通所介護計画の作成、関係機関との連絡調整、生活上の相談援助、介護報酬の請求等
看護職員(機能訓練兼務)	1名以上	健康管理、衛生管理、緊急時の対応、機能訓練等
介護職員	5名以上	介護業務、レクリエーション活動等
管理栄養士	1名以上	栄養管理等
自動車運転手	3名以上	送迎のための自動車運転
事務職員	1名以上	介護報酬の請求等

(5) 設備概要

利用定員	35名	静養室	1室 9.26㎡
機能訓練室	1室136.26㎡	相談室	1室 9.40㎡
浴室	一般浴槽 特別浴槽	送迎車 (リフトバス)	3台

(6) 営業日および営業時間

① 営業日 月曜日から金曜日

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。

③ サービス提供時間

・要介護1～5の方 午前10時15分から午後4時30分まで

・要支援 1、2 の方 午前 10 時 15 分から午後 4 時 30 分まで
の範囲内で、相談のうえ決定します。

(7) サービス内容

介護計画に沿って、送迎、健康確認、食事、入浴、レクリエーション活動等のサービスを提供します。

(8) 第三者評価の実施状況

昨年度に係る第三者評価は実施していません。

3 料金

(1) 利用料金

利用料金には、介護保険給付対象の「基本料金」「加算料金」と介護保険給付対象外の「その他の料金」があります。(介護保険給付対象分はその世帯の所得金額により 1 割、2 割及び 3 割の負担となります。) 詳しくは別紙を参照してください。

【加算の説明】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

・栄養改善加算

低栄養状態にある、またはそのおそれのある利用者に対して低栄養状態の改善を目的として個別的に相談等の栄養管理を行った場合に算定します。

・口腔機能向上加算

口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して口腔機能の向上を目的として口腔清掃の相談、実施あるいは嚥下機能に関する訓練もしくは指導を実施した場合に算定します。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合に算定されます。

② 通所介護サービス

・入浴加算

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 40%以上である場合に算定されます。

・口腔機能向上加算

口腔機能の向上を目的として口腔清掃の相談・実施、あるいは嚥下機能に関する訓練もしくは指導を実施した場合に、1 月に 2 回を限度として加算されます。

・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合に算定さ

れます。

③ 処遇改善加算（総合事業・通所介護共通）

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・基本料金及び加算料金の9.2%相当分

この加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているとして県知事に届け出た事業所が介護サービスを行った場合に算定します。

④ 科学的介護推進体制加算（総合事業・通所介護共通）

利用者ごとの様々な介護データを厚生労働省の「科学的介護情報システム」に提出し、提供するサービスの質を常に向上させるためにそのデータを活用している場合に加算されます。

【その他の料金の説明】

① 食費 1食あたり780円（全額利用者負担）

② その他 パッド40円/枚、リハパン90円/枚、その他日常生活上の便宜にかかる費用は利用者負担となります。

※基本料金及び加算料金において、要介護認定等を受ける前の利用であって、非該当（自立）と認定された場合、または、介護保険の給付対象の範囲を超えた利用の場合は費用の額全額が利用者負担となります。

(2) 利用キャンセル料（通所介護のみ）

利用者のご都合でサービスの利用を中止する場合で、利用日前日の午後5時までにご連絡がないときは、1日の利用に要する費用の20%を負担していただくことがあります。（昼食代は全額）

(3) 契約解約料

利用者は、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。料金はかかりません。

(4) 支払方法

支払方法は、契約の際に決めさせていただきますが、原則として金融機関の口座振替（口座自動引き落とし）をお願いします。

(5) その他

① 利用料金の償還払い

介護保険の給付対象の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領（直接事業所が給付額を受け取ること）ができなくなる場合があります。この場合は、当事業所に一旦1月の利用に要する費用の全額を支払っていただきます。後に、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて、市（介護保険担当課）の窓口申請

しますと自己負担分を除き払い戻しを受けることができます。

② 利用者負担の軽減制度

所得の低い方を対象として、市（保険者）によっては独自に利用者負担の軽減を行っています。また、社会福祉法人草加松原会では、低所得で生計が困難である方が対象の、「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」をご利用いただけます。

4 サービスの利用方法等

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。

なお、ケアプランの作成を居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に依頼されている場合は、当該事業所担当の介護支援専門員等に事前に相談してください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者より契約を解約する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

② 事業所より契約を解約する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合には、終了30日前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

(ア) 利用者が介護保険施設に入所された場合

(イ) 利用者の要介護状態区分等が、非該当(自立)と認定された場合

(ウ) 利用者が死亡された場合

④ その他

(ア) 利用者は、事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。

(イ) 事業者は、利用者が、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合、利用者またはその家族等が、事業者や訪問介護員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。

5 利用の中止

(1) 健康上の理由による中止

- ① 体調不良の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果により、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、利用者およびその家族の同意のうえ、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

(2) 悪天候等による中止

悪天候等によりサービスの提供が困難と判断した場合、サービスの提供を中止することがあります。

6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

火器・刃物等の危険物につきましては持ち込みをご遠慮していただいております。また、食べ物に関しては、健康・衛生管理のため持ち込みはご遠慮下さい。

(2) 面会

ご面会を希望される場合は、①階事務所窓口にお声かけください。

(3) 外出

受診等により外出が必要な場合は、食事の調整や薬の準備等がございますので必ず事前にお申し出ください。

(4) 金品等について

金品等の持ち込みについて、施設では紛失等の責任を負いかねますので、お持ちにならないか、または必要最低限にてお願いいたします。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ① デイルーム及び共用設備等、施設をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いしていただく場合がございます。
- ③ 当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

7 秘密の保持

- (1) 職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者又は家族の個人情報については、からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でその個人情報を用いません。また、あらかじめ文書で同意を得た場合でも必要最小限の利用に努めます。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医、消防署（救急）、ケアプラン作成事業者等に速やかに連絡します。

ご家族緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

ご家族緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

10 当事業所の担当窓口

当事業所の提供する通所介護に関することにつきまして担当しますので、何なりとお申し出ください。

担 当 垣 沼 智 実

電 話 048-930-0882

F A X 048-930-0772

11 苦情等の窓口

(1) 当事業所の苦情等の窓口

事業所の介護サービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。お申し出は、電話、F A X、郵送、口頭等をお願いいたします。

〔苦情受付担当者〕

生活支援課	主任	吹 谷 香 織
生活支援課	介護支援専門員	大 垣 剛
在宅支援課	短期入所担当	内 藤 奈津美
在宅支援課	主任	西 谷 典 子
新田西部地域包括支援センター担当		種 谷 七 恵
総 務 課	リーダー	武 田 圭 子

〔第三者委員〕

介護支援専門員	加 藤 ひ さ 枝 氏
電 話	080-2034-6841
	圻 田 法 子 氏
電 話	048-931-5553

〔苦情解決責任者〕

施設長	古 海 薫
電 話	048-930-0707
F A X	048-930-0772
E - mail	info@q-village.jp

(2) その他の苦情等の窓口（お住いの市役所等）

草加市健康推進部 地域介護課	電 話 048-922-1421 F A X 048-922-3279
越谷市福祉部 介護保険課	電 話 048-963-9305 F A X 048-965-3289
八潮市健康福祉部 長寿介護課	電 話 048-996-2829 F A X 048-997-5445
埼玉県国民健康保険団体連合会	電 話 048-824-2568 F A X 048-824-2561

デイサービスセンター クォーターヴィレッジ 料金表

別紙

【費用額(10割分)の計算方法】 <1単位の単価=10.45円>

・費用額=単位数×10.45円(1単位の単価)(1円未満切捨て)

令和6年10月1日

【費用額(1割負担の場合)の計算方法】

・利用者負担額=費用額-(費用額×0.9(1円未満切り捨て))

※介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額で計算します。

介護予防・日常生活支援総合事業介護費(要支援1、要支援2及び事業対象者に対する基本サービス費及び加算額)(1月につき)	単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
通所型独自サービス1(週1回の利用)	1,798	18,789	1,879	3,758	5,637
通所型独自サービス2(週2回の利用)	3,621	37,839	3,784	7,568	11,352
口腔機能向上加算	150	1,567	157	314	471
サービス提供体制加算(Ⅰ)週1回の利用	88	919	92	184	276
サービス提供体制加算(Ⅰ)週2回の利用	176	1,839	184	368	552
科学的介護推進体制加算Ⅰ(1月につき)	40	418	42	84	126
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数に9.2%を乗じた単位数をもとに費用の額を計算し、負担割合に応じた額が請求されます。				

要介護者に対する基本サービス費(1日につき)及び加算額(6時間~7時間の利用)	単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
要介護1	584	6,102	611	1,221	1,831
要介護2	689	7,200	720	1,440	2,160
要介護3	796	8,318	832	1,664	2,496
要介護4	901	9,415	942	1,883	2,825
要介護5	1,008	10,533	1,054	2,107	3,160
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	229	23	46	69
入浴介助加算(実施した場合)	40	418	42	84	126
口腔機能向上加算(実施した場合)	150	1,567	157	314	471
科学的介護推進体制加算Ⅰ(1月につき)	40	418	42	84	126
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数に9.2%を乗じた単位数をもとに費用の額を計算し、負担割合に応じた額が請求されます。				

介護サービス1日当りの概算費用	合計単位数	費用額 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
介護予防・日常生活支援総合事業週1回(1月当り)	2,103	21,976	2,198	4,396	6,593
介護予防・日常生活支援総合事業週2回(1月当り)	4,190	43,785	4,379	8,757	13,136
要介護1	入浴介助加算及び口腔機能向上加算は入っていません。(総合事業も同じ)	705	737	1,474	2,211
要介護2		820	857	1,714	2,571
要介護3		937	980	1,959	2,938
要介護4		1,052	1,100	2,199	3,298
要介護5		1,168	1,221	2,441	3,662

その他の費用(実費)	
食費(昼食及びおやつ)	780円
リハビリパンツ(1枚)	90円
パッド(1枚)	40円

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業者名	社会福祉法人 草加松原会
	代表者氏名	理事長 古海 薫 ⑩
【事業所】	所在地	埼玉県草加市柿木町 1084 番
	事業所名	デイサービスセンター クォーターヴィレッジ
	説明者	職名 生活相談員
	氏名	⑩

私は、契約書および本書面により事業者から介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住所	
	氏名	⑩

【代理人】	住所	
	氏名	⑩

利用者との関係